

下関市優良工事事業者表彰要領

(目的)

第1条 本要領は、下関市が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、工事成績が優秀な事業者及び施工困難な工事等で市に貢献した事業者を表彰することにより、公共工事の品質の確保、市内事業者の技術力及び履行能力の向上に寄与することを目的とする。

(表彰の選考対象)

第2条 市内業者（下関市内に本店がある事業者。共同企業体の場合は全ての構成員が市内業者であるもの。）のうち、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 前年度に完成した請負代金額が500万円以上の工事で、下関市工事成績評定基準（平成17年2月13日制定）による工事成績評定点（以下「評定点」という。）が82点以上の工事を施工した事業者
- (2) 前年度に、施工困難な工事、災害対応の工事等を施工したことにより市に貢献し、表彰に値すると認められる事業者

(欠格事項)

第3条 表彰対象事業者が当該表彰実施日の前年の4月1日から表彰日の前日までの期間に次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象としない。

- (1) 指名停止を受けたとき。
 - (2) 評定点が65点未満の工事があったとき。
 - (3) その他表彰することが不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、表彰実施日の属する年度の4月1日から表彰実施日の前日までの間において前項第1号又は第2号に該当することを事由として事業者を当該年度の表彰の対象としなかった場合は、当該表彰の対象としなかった事由は、翌年度の当該者に対する表彰の欠格事由とはならない。

(推薦)

第4条 工事担当課長は、第2条第2号の規定により表彰を受けるにふさわしい事業者を下関市優良工事事業者表彰推薦書（別記様式）により推薦するものとする。

(表彰対象事業者の決定)

第5条 表彰対象事業者は、下関市公共工事改革推進委員会が選考し、市長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は年1回、市長が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日以降に完成した工事から対象とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、改正後の下関市優良工事事業者表彰要領第3条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別記様式

下関市優良工事事業者表彰推薦書

工事主管課名

推薦順位	
事業者名	
工事名	
請負代金額	円
工種	
工期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
推薦理由	

※複数の事業者を推薦する場合は「推薦順位」の欄に順位を記載すること。